

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号	
許認可等の種類	特定計量器の検定	根拠条項	第16条
審査基準	<p>○計量法では、取引・証明に使用され政令で定めた計量器を特定計量器といい、検定を受け合格し、検定証印が付されている計量器を使用しなければならない。</p>		
	<p>1 検定申請書の提出</p>		
	<p>2 計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、器差が経済産業省令で定める検定公差を越えないこと。以上の条件に適合した特定計量器について合格とする。</p>		
	<p>3 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより検定証印を付する。</p>		
<p>4 政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とする。</p>			
受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関	暮らしの安全安 心課
交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	20日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			1